

Q



NISA制度について改正があったと聞きました。
詳しい内容を教えてください。

A



従来まで期限付であった、非課税保有期間や口座開設可能期間について無期限化されました。
また、年間非課税投資限度額についても増額されています。

●改正概要● **減税**

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげることを目的として、NISA制度の抜本的拡充と恒久化が行われます。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2037年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 ^(※2) (総枠)		1,800万円	1,200万円(内数)
		※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

出典：財務省「令和5年度税制改正のポイント」

令和6年1月1日以後の投資から適用

POINT



新制度では、つみたて投資と個別株投資の併用が可能となったと共に、非課税保有期間及び投資可能期間が恒久化され、限度額の枠内で売買することが可能となりました。

執筆者：北岡